

TOKYOスポーツ施設サポーターズ事業施設の利用に関する条件

この事業は、大学・企業等の多大なる御協力のもと、大学・企業等が所有するスポーツ施設を都民の皆さんに開放するものです。

当該スポーツ施設を利用される際には、大学・企業等の施設であることを十分に認識し、施設の利用規則や管理者の指示に従うほか、次の事項を厳守していただきますようお願いいたします。

- 1 利用申込書等に記載した利用団体及びその関係者（対戦相手等）以外の者は、施設を利用できません。
- 2 利用代表者は、施設管理者との連絡を密に行い、施設管理者の指示等を利用者に周知徹底してください。
- 3 利用者は、承認された施設以外の場所への立入りは厳禁とします。
- 4 利用後は、直ちに設備を現状に回復し、不要という指示がない限り、利用箇所・施設の清掃を行ってください。
- 5 利用者が出したゴミ等は、利用団体が持ち帰ってください。
- 6 事故及び災害等が発生する恐れがあるとき又は発生したときは、利用団体は施設管理者に対して報告してください。また、施設管理者の指導又は指示がある場合は、これに従ってください。
- 7 施設等を破損した場合は、施設管理者に申し出、利用団体が責任を持って速やかに原形に復してください。
- 8 施設において、営利活動、寄付募集、宣伝等を行わないでください。
- 9 施設管理者に承認なく、旗・幕・看板等を掲示したり、貼り紙・釘打ち等を行わないでください。
- 10 利用者は、事故又は急な傷病に対応するため、必要な医薬品等を所持し、必要な措置を講じてください。
- 11 その他、利用者は、大学・企業等が定めた「施設利用に関するお願い」や規則等に基づいて施設を利用してください。
- 12 利用者は傷害保険、賠償責任保険等の加入をお願いいたします。
- 13 利用者はその権利を譲渡し、他人に利用をさせることを禁じます。
- 14 利用者は、その責に帰する事由により、貸付された施設、設備及び物品並びに近隣住民及びその家屋等（以下「物件等」という。）の全部又は一部を滅失又は棄損した時は、当該滅失又は棄損による物件等の損害額に相当する金額を支払うか、物件等を原状回復した上で大学・企業等の確認を受ける必要があります。